



遠石市民センター

住所：山口県 周南市 若草町 6-33
電話：22-0442 ファックス：22-8812
メール：toishi-ko@city.shunan.lg.jp

～隔月発行～

遠石小児童 社会見学

6月28日（水）に遠石小学校の2年生が来館しました。所長から市民センターの役割を聞き、施設や設備の見学を行いました。防災時の避難拠点になることも学びました。



男女共同参画講座

遠石市民センターで開催されます。申し込みは、周南公立大学（☎28-5566）か遠石市民センター（☎22-0442）です。

- ◆ 第1回 9月22日（金）10:00-11:30
ジェンダーバイアスってどんなこと？
講師：高橋真美（周南公立大）
- ◆ 第2回 10月13日（金）10:00-11:30
たいせつな人を守るために防災
講師：坂本京子（レベルフリー代表）
- ◆ 第3回 11月10日（金）10:00-11:30
ジェンダーギャップ解消に向けて私たちができること
講師：小林啓祐・大平光子（周南公立大）

施設のバリアフリー

ある日、市民センターに電動車いすを、利用される方が来られました。ストレスなくロビーに入られる光景を見て、新たに「合理的配慮（※）」を踏まえた、公共施設の必要性を感じました。

※ 障害のある人々の人権が保障され、教育・就業・その他の社会生活に平等に参加できるよう、障害・特性・困りごとに合わせておこなわれる配慮。

夏休み子ども教室

◇ 学習活動 【3日間】

毎回約20名の児童が来館し、積極的に自主学習に取り組みました。



◇ 体験活動 【木工・陶芸・そば打ち】

各活動とも10～20名の児童が、意欲的に活動しました。陶芸とそば打ちは、遠石市民センターの趣味文化講座の方々が、講師役となりました。



どの活動も徳山商工高校の生徒合計48人が、手伝ってくれました。小学生と高校生の組み合わせが、とても微笑ましかったです。

CCSが遠石市民センター紹介

7月7日（金）に
「遠石地区のお薦めスポット」というテーマで取材がありました。

市民センターは地域住民の活動拠点や憩いの場として、多くの利用者があるという紹介がありました。



スマートシティと市民センター

周南市スマートシティ構想に基づき、遠石と周陽がモデル地区に指定されています。このことにより、市民センターはどのように進化するのか、市役所のスマートシティ推進課に聞いてみました。



市は、快適な暮らしの実現のためモデル地区住民等との対話を通じ、本質的課題等を把握しながら、他地区への横展開も見据えて、デジタル技術等を活用した実証等に取り組んでいます。今後、市民センターにおいても、スマートフォンなどを活用した、より生活の質を高める活動が活発に行われることが期待されます。

自主防災だより vol.98

今年も暑い夏になり、長雨・豪雨・台風にも悩まされています。

いざという時のために、「備えあれば憂いなし」ではなく「憂いがあるから備える」の気持ちで過ごしましょう。



なお、周南市では「しゅうなん女性の視点からの防災」を作成しています。以下のURLにより、ご覧ください。

<https://www.city.shunan.lg.jp/uploaded/attachment/63267.pdf>

人形劇&ピザづくり

8月3日(木)に、乳幼児とその家族9組が集まり人形劇を観た後に、民生委員児童委員※さんと、ピザづくりを通して交流しました。



※ 担当区域内で住民生活のさまざまな相談に応じ、行政や支援・サービス団体への「つなぎ役」としての役割を果たします。また、高齢者や障がい者世帯の見守りや、安否確認などの重要な役割を担っています。

遠石地域の行事予定 9~12月

- 敬老会 9/16 (土) 会場：遠石小学校
- 遠石オリンピック 9/24 (日) 会場：遠石小学校
- 趣味クラブ研修旅行 10/10 (火) 行先：広島県竹原市他
- 秋まつり 10/15 (日) 会場：遠石小学校
- 周南市総合防災訓練 11/19 (日)
- 遠石市民センター一斉清掃 12/8 (金) 【予定】

祝 田中和末 さん

～自治組織功労者～

長年に渡り自治会活動に奉仕し、他の範となる業績や功績のあった個人として、山口県自治会連合会より表彰されました。

おめでとうございます

遠石市民センターの予約状況が、ネットで確認できます

①「ひろしまやまぐち公共施設」の名称でHPの検索→②HPメニューで「空き施設検索」をクリック→③施設名に「遠石市民センター」を入力→④画面最下部の「検索する」をクリック→⑤「遠石市民センター」をクリック→「利用希望日」や「部屋」を選択

* 予約方法はこれまでと同様で、遠石市民センターに申請書の提出が必要となります。

* 申請書提出直後にネット入力はできませんので、画面と事実が異なる場合があります。

* ネット公開が定着すると、仮押さえやキャンセルに応じられなくなります。